

広島県告示第三百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
ひろぎんクレジ ットサービス株 式会社	広島市中区紙 屋町一丁目三 番八号	令和七年三月 一八日	広島県縮景園の入 園料並びに広島県 立美術館の入館料 及び図録・目録売 払代金	令和七年四月一 日から令和八年 三月三十一日まで
ブリッジ・モー ション・トゥモ ロー株式会社	東京都品川区 西五反田七丁 目七番七号			